

# 三鷹市公契約条例（仮称）に関するご意見

亞細亞大学経済学部 権丈英子学部長

2025年8月4日（月）10:00～11:00

## （1）公契約条例の意義

三鷹市の業者はきちんとした報酬を支払う・待遇が良い、という評価を確立するために、条例レベルで市が対応していると示すことはとても大事なことだと思います。労働力希少社会においては、働く人が様々な働き口を選べるようになってきていて、待遇が悪いところ、何をやっているか分からぬ明確なところは信頼性を失っていきます。そうした中で、市内事業者が市の事業を請け負っていることが、きちんとした待遇を間接的に証明することになれば良いと思います。そのためには条例を制定することが大切だと思いますし、併せて、実効性を持つよう努めていくことがとても大事だと思います。

## （2）制度設計について

簡潔性・透明性・実効性を重視した制度設計が有効であると考えます。

- ・簡潔性：誰もが条例の目的を理解できるよう、理念や方針を分かりやすく示すこと。
- ・透明性：制度の運用が公正に行われるよう、必要な情報を明確にし、信頼関係を築くこと。
- ・実効性：定められたルールが現場で守られ、着実に運用されるための仕組みを整えること。

## （3）条例全般へのご意見

- ・労働者の申出と不利益取扱いの禁止は、労働者が安心して申出制度を利用できるよう、本則で明確に規定することが有効と考えられます。
- ・契約不履行時の対応として、公契約の解除といった契約条項に関する内容も、透明性確保のため条例の本則で一言触れる方法が円滑な合意形成につながると考えます。

## （4）審議会について

- ・外部有識者・事業者団体・労働者団体の構成に偏りがないことも含め、条例の本則に示すことが良いと考えられます。
- ・下限額の審議に加え、必要に応じて条例全体の運用評価や改善提案も担えるようにすることを提案します。

## （5）報告書について（労働報酬下限額が守られていること等を確認するための書類）

- ・チェックシート方式を採用することについて、事業者の事務負担軽減と市の確認作業の効率化のため、チェックシートの項目や提出時期を工夫し、実用的な仕組みを設計することが期待されます。